

マイナ保険証をお持ちでない方へ

「 資 格 確 認 書 」 を お 送 り い た し ま す

令和7年12月2日よりお持ちの健康保険証は使用できなくなります。マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証を利用して医療機関等を受診していただけますが、マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には資格確認書が必要です。

資格確認書送付対象者

令和7年8月31日時点で、健康保険証をお持ちの方であってマイナ保険証をお持ちでない方

※マイナ保険証をお持ちでない方とは

- ・マイナンバーカードを持っていない方
 - ・マイナ保険証を登録していない方
 - ・電子証明書の有効期限が切れている方
- など

Q1. 現在マイナ保険証を持っていますが、届いた資格確認書はどうすればいいの？

A1. 恐れ入りますが、資格確認書を事業所を通して当組合までご返却をお願いいたします。

Q2. 現在持っている健康保険証はどうすればいいの？

A2. 令和7年12月1日までは使用することができますが、令和7年12月2日以降は使用できなくなるため、ご自身で破棄してください。

Q3. 既に、全国設計事務所健康保険組合の資格を喪失しているが、届いた資格確認書はどうすればいいの？

A3. 恐れ入りますが、資格確認書を事業所を通して当組合までご返却をお願いいたします。

Q4. マイナ保険証を利用するメリットは何ですか？

A4. マイナ保険証には、過去のお薬の履歴や健診情報などの提供に同意いただくことで正確なデータに基づくより良い医療を受けることができるほか、医療機関等の窓口で高額な医療費が発生した場合に、限度額適用認定証の発行を申請しなくとも、外来の窓口で限度額を超える支払の免除が受けられる(※1)などのメリットがあります。

※1 ただし、同一月・同一医療機関の支払に限られます。

【お問合せ先】

全国設計事務所健康保険組合 業務部 適用・徴収グループ Tel03-3404-7344

マイナンバーカードの申請方法

マイナンバーカードとは？

対面でもオンラインでも 使える公的な本人確認書類



おもて面は**顔写真付き**なので
なりすましできません！
対面での本人確認書類に！



うら面は**ICチップ付き**でオンラインで安全・確実
な本人確認を行うことができる電子証明書などが
入っています。税や年金などのプライバシー性の高
い情報は入っていません！

4つの申請方法の手順はこちら

(過去に送付された交付申請書がある場合)

スマートフォン

- ① スマホで顔写真を撮影
- ② スマホで交付申請書の二次元コードを読み取る
- ③ 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- ④ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、**顔写真を登録、必要事項を入力**して申請完了

パソコン

- ① カメラで顔写真を撮影
- ② 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/apply/>
又は「マイナンバーカード 申請」で検索
- ③ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら**顔写真を登録、必要事項を入力**して申請完了

証明写真機

- ① タッチパネルから「**個人番号カード申請**」を選択
- ② 撮影用の料金を投入して、交付申請書の二次元コードをバーコードリーダーにかざす
- ③ 画面の案内にしたがって、必要事項を入力
- ④ 画面の案内にしたがって、顔写真を**撮影して送信**し、申請完了

郵便

- ① 交付申請書に必要事項を記入し、**6か月以内に撮影した顔写真を貼り付け**て郵送し、申請完了

交付申請書
がない場合

専用サイトから交付申請書と封筒
をダウンロードできます。プリント
アウトのうえ、郵送申請ください。

マイナンバーカード 郵便

詳細は総務省ホームページを
ご確認ください。

